

京都市男女共同参画市民会議運営懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 京都市男女共同参画市民会議（以下「市民会議」という。）の運営に当たり、市民による自主的な運営を図るために意見交換等を行う京都市男女共同参画市民会議運営懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 懇談会に参加する委員は、各種市民団体等を代表する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、20人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の遵守事項)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員は、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(委員の解嘱)

第5条 委員が本要綱に違反したときは、任期の途中であっても、市長の判断により解任することができる。

(委員長等の選出)

第6条 市長は、委員の意見を聞いたうえで、懇談会の会長を指名する。

2 会長は、懇談会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(招集)

第7条 懇談会は、市長が招集する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。